

情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成26年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて4,524件ありました。諾否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定等を行わなければならない旨の手続を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めるることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。平成26年度は部会を23回開催し、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議の上、審査会として17件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成27年3月31日現在(50音順)

氏名	現職	備考
相川忠夫	関東学院大学大学院教授	
入江直子	神奈川大学教授	
柿崎環	明治大学教授	
交告尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士(横浜弁護士会)	
西谷剛	元國學院大学法科大学院教授	会長
東玲子	弁護士(横浜弁護士会)	

任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

情 報 公 開 審 査 会 の 開 催 状 況

(第一部会)

回 数	開催月日及び開催場所	審 議 内 容
第 136 回	平成 26 年 4 月 24 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 641 号について審議した。 ・ 詮問第 645 号について審議した。 ・ 詮問第 643 号について審議した。 ・ 詮問第 642 号及び第 646 号について審議した。
第 137 回	平成 26 年 5 月 22 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 641 号について審議した。 ・ 詮問第 645 号について審議した。 ・ 詮問第 643 号について審議した。 ・ 詮問第 642 号及び第 646 号について審議した。
第 138 回	平成 26 年 6 月 26 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 641 号について審議した。 ・ 詮問第 645 号について審議した。 ・ 詮問第 643 号について審議した。
第 139 回	平成 26 年 7 月 24 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 641 号について審議した。 ・ 詮問第 645 号について審議した。 ・ 詮問第 643 号について審議した。 ・ 詮問第 642 号及び第 646 号について審議した。
第 140 回	平成 26 年 8 月 25 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 641 号について審議した。 ・ 詮問第 645 号について審議した。 ・ 詮問第 643 号について審議した。 ・ 詮問第 642 号及び第 646 号について審議した。
第 141 回	平成 26 年 9 月 11 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 642 号及び第 646 号について審議した。 ・ 詮問第 651 号及び第 652 号について審議した。
第 142 回	平成 26 年 10 月 23 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 642 号及び第 646 号について審議した。 ・ 詮問第 654 号及び第 655 号について審議した。
第 143 回	平成 26 年 11 月 27 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 651 号及び第 652 号について審議した。 ・ 詮問第 654 号及び第 655 号について審議した。
第 144 回	平成 26 年 12 月 25 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 651 号及び第 652 号について審議した。 ・ 詮問第 654 号及び第 655 号について審議した。
第 145 回	平成 27 年 1 月 22 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 651 号及び第 652 号について審議した。 ・ 詮問第 654 号及び第 655 号について審議した。
第 146 回	平成 27 年 2 月 26 日 (木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詮問第 651 号及び第 652 号について審議した。 ・ 詮問第 675 号について審議した。 ・ 詮問第 677 号について審議した。

(第二部会)

回 数	開催月日及び開催場所	審 議 内 容
第 127 回	平成 26 年 4 月 22 日 (火) 神奈川県庁新庁舎	・出資団体の案件 (3 件) について審議した。 ・諮問第 644 号について審議した。
第 128 回	平成 26 年 5 月 9 日 (金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 639 号について審議した。 ・出資団体の案件 (3 件) について審議した。
第 129 回	平成 26 年 6 月 17 日 (火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 647 号及び第 648 号について審議した。 ・諮問第 639 号について審議した。
第 130 回	平成 26 年 7 月 18 日 (金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 644 号について審議した。
第 131 回	平成 26 年 8 月 18 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 644 号について審議した。 ・諮問第 647 号及び第 648 号について審議した。
第 132 回	平成 26 年 9 月 9 日 (火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 647 号及び第 648 号について審議した。 ・諮問第 649 号について審議した。
第 133 回	平成 26 年 10 月 3 日 (金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 650 号について審議した。 ・諮問第 653 号について審議した。
第 134 回	平成 26 年 11 月 10 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 650 号について審議した。 ・諮問第 649 号について審議した。
第 135 回	平成 26 年 12 月 15 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 653 号について審議した。 ・諮問第 650 号について審議した。
第 136 回	平成 27 年 1 月 19 日 (月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 653 号について審議した。 ・諮問第 656 号について審議した。 ・諮問第 657 号について審議した。
第 137 回	平成 27 年 2 月 20 日 (金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 656 号について審議した。 ・諮問第 657 号について審議した。
第 138 回	平成 27 年 3 月 11 日 (水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第 656 号について審議した。 ・諮問第 657 号について審議した。

(注) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第 199 回全体会以降に開催された部会から改めて第 1 回と数えている。